

調達価格等算定委員会での検討状況

委員名簿

| | | |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 委員長 | 植田 和弘 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |
| 委員 | 辰巳 菊子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長 |
| 委員 | 山内 弘隆 | 一橋大学大学院商学研究科教授 |
| 委員 | 山地 憲治 | 公益財団法人地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・研究所長 |
| 委員 | 和田 武 | 日本環境学会会長 |

第1回委員会(平成24年3月6日)

事務局より以下の事項について説明

(1)再生可能エネルギー特措法の概要と調達価格等算定委員会の検討事項

買取価格の計算方法

- ・「通常要すると認められる費用」に含めるべき経費とはどこまでか(各電源共通の経費、各電源特有の経費、税の取扱など)。
- ・「特定供給者が受けるべき適正な利潤」についてどの程度に設定すべきか。特に施行後3年間においては特に配慮した利潤をどの程度に設定すべきか。

買取区分の決定方法

- ・買取区分は、どのように決定すべきか(設置形態・規模、余剰/全量の区分、蓄電池や自家発併設の場合の取扱、屋根貸しの場合の取扱、増設等の場合の取扱など)。

買取期間の決定方法

- ・「発電設備の重要な部分の更新の時点までの標準的な期間」をどのように考えるべきか(法定耐用年数、標準的な利用年数等)。

(2)欧州の固定価格買取制度

(3)我が国における再生可能エネルギーの現状

第2回委員会(平成24年3月15日)

事務局より以下の事項について説明

(1)審議に際して前提する必要がある再生可能エネルギー特措法で規定されている主な事項

(2)コスト等検証委員会報告書と本委員会での検討内容について

(3)再生可能エネルギーの発電コスト試算について

第3回委員会以降

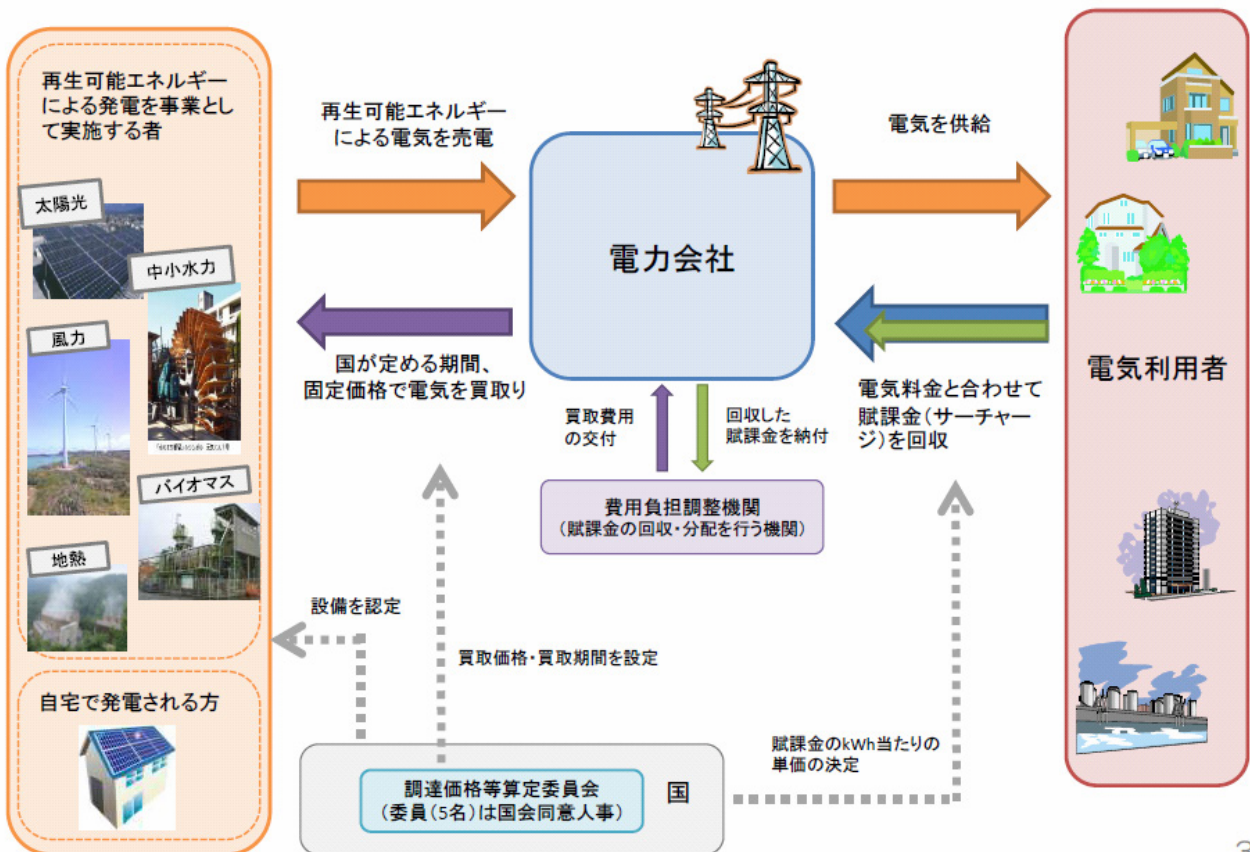
事業者からのヒアリング等

ゴールデンウィークまでに買取価格・期間決定へ

(枝野経済産業大臣)

(調達価格等算定委員会配付資料等から兵庫県温暖化対策課作成)

再生可能エネルギー—電気固定価格買取制度概要

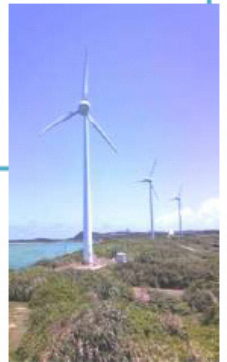


3

買取対象

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源を用いて、その発電の設備や方法について経済産業大臣の認定（※）を受けた設備により発電された電気が買取対象。

※発電の設備や方法について、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点について経済産業大臣が認定する。



買取義務

- 電気事業者（※）は、法律又は経済産業省令で規定する正当な理由がない限り、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負う。

※「電気事業者」とは、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者（ただし、接続の申込みの相手方については、特定規模電気事業者を除く。）をいう。

